

長浜市病院事業が発注する建設工事に係る総合評価方式実施要綱を次のように定める。

平成26年1月1日

長浜市病院事業管理者 野田 秀樹

長浜市病院事業が発注する建設工事に係る総合評価方式実施要綱
(趣旨)

第1条 この要綱は、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。)第167条の10の2(施行令第167条の12第4項及び第167条の13において準用する場合を含む。)の規定に基づき、建設工事に係る入札を総合評価一般競争入札又は総合評価指名競争入札(以下「総合評価競争入札」という。)により実施する場合の事務処理について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 総合評価方式とは、入札者から性能、機能、技術等(以下「性能等」という。)に関する技術提案を求め、価格に加え価格以外の要素も総合的に評価して落札者を決定する方式をいう。

(対象工事)

第3条 総合評価競争入札の対象工事(設計・施工一括発注を含む。)は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 入札者が提示する総合的なコスト削減、性能・機能、社会的要請等の提案(以下「技術提案」という。)、施工計画、入札者の施工能力及び社会性・信頼性(以下「施工能力等」という。)と入札価格を一体として評価することが妥当と認められる工事
- (2) 入札者が提示する簡易な施工計画及び入札者の施工能力等と入札価格を一体として評価することが妥当と認められる工事
- (3) 入札者の施工能力等と入札価格を一体として評価することが妥当と認められる工事

2 前項に該当する工事であっても、災害復旧等早急に行う必要があるときは、総合評価競争入札の対象としないことができる。

(総合評価の方法)

第4条 総合評価競争入札における評価の方法は、標準点と入札に参加しようとする者(以下「入札参加者」という。)が提出した技術提案、施工計画及び施工能力等(以下「技術提案等」という。)に関する資料(以下「技術資料」という。)に基づき算出した評価点(以下「加算点」という。)の合計(以下「技術評価点」という。)を当該入札参加者の入札価格(補償費等の支出額等を評価する場合においては、入札価格にその費用を加算した価格。消費税及び地方消費税を除く。以下同じ。)で除し予定価格(消費税及び地方消費税を除く。)を乗じて得られた数値(以下「評価値」という。)をもって行う。

技術評価点＝標準点(100点)＋加算点

評価値＝技術評価点／入札価格×予定価格

2 総合評価方式の型式は次のとおりとする。

- (1) 標準型 前条第1項第1号の工事に該当する場合
- (2) 簡易型 前条第1項第2号の工事に該当する場合
- (3) 特別簡易型 前条第1項第3号の工事に該当する場合
(学識経験者の意見聴取)

第5条 契約担当者（長浜市病院事業契約規程（平成22年長浜市病院事業管理規程第24号。以下「契約規程」という。）に定める者をいう。）は、総合評価競争入札に係る申込みのうち、価格その他の条件が長浜市病院事業にとって最も有利なものを決定するための基準（以下「落札者決定基準」という。）を定めようとするとき、あらかじめ学識経験を有する者（以下「学識経験者」という。）2人以上の意見を聴く（以下「意見聴取」という。）ものとする。

2 前項に定める意見聴取において、落札者を決定しようとするときに改めて意見を聴く必要があるとの意見が述べられた場合は、当該落札者を決定しようとするときに、再度、学識経験者から意見聴取を行うものとする。

3 前2項の意見聴取は、原則として学識経験者ごとに行うものとする。

4 学識経験者は、建設技術及び入札・契約制度等に関し優れた見識を有し、公正かつ中立な立場を堅持できる者のうちから、管理者が委嘱する。

（総合評価技術審査会）

第6条 総合評価競争入札の適用、落札者決定基準、技術提案等について、中立かつ公平な審査、評価等を行うため、総合評価技術審査会（以下「技術審査会」という。）を設置する。

2 技術審査会は、前項の審査、評価及び審議結果について、長浜市病院事業契約審査委員会（以下「契約審査委員会」という。）に報告するものとする。

3 技術審査会の詳細は、別に定めるものとする。

（技術資料の提出）

第7条 入札参加者は、価格及び性能等をもって応札するものとし、入札書と評価の対象とする性能等の要求要件（以下「技術的要件」という。）に関する技術資料を提出しなければならない。

2 必要な技術資料を提出しない者及び技術資料の内容が適正でない者は、入札に参加することができない。

（落札者の決定）

第8条 契約担当者は、次の各号に掲げる要件をすべて満たす入札者のうち、評価値の最も高い者を落札者としてすることとする。

- (1) 入札価格が予定価格の制限の範囲内にあること。
- (2) 入札者が提出した技術資料が、入札公告等（入札説明書及び技術資料作成要領を含む。）において明示する技術的要件のうち、必須とされた項目の最低限の要求要件をすべて満たしていること。
- (3) 入札者の評価値が、標準点を予定価格（補償費等の支出額等を評価する場合にお

いては、予定価格に予定価格の算出の前提となる状態で想定される補償費等の支出額等を加算した価格) で除して予定価格を乗じて得た数値(以下「基準評価値」という。)を下回っていないこと。

2 前項の評価値の最も高い者が2人以上あるときは、くじにより落札者を決定する。

(落札結果の公表)

第9条 契約担当者は、総合評価落札方式により落札者を決定したときは、次に掲げる事項について公表するものとする。

(1) 落札者

(2) 入札者の技術評価点、入札価格及び評価値

(非落札理由に対する説明等)

第10条 非落札者のうち、落札者の決定結果に不服がある者は、前条に定める公表を行った日の翌日から起算して3日以内(長浜市の休日を定める条例(平成18年長浜市条例第2号)第1条第1項に規定する市の休日を除く。以下同じ。)に、書面により、契約担当者に対して非落札理由についての説明を求めることができる。

2 契約担当者は、非落札理由についての説明を求められたときは、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して5日以内に、書面により回答するものとする。

3 前2項に掲げる事項については、入札説明書において明らかにするものとする。

(再苦情の申立)

第11条 非落札理由の説明に不服がある者は、前条第2項に定める回答を行った翌日から起算して7日以内に、書面により管理者に対して再苦情を申し立てることができる。

2 前項に掲げる事項については、入札説明書において明らかにするものとする。

(技術提案の使用及び保護)

第12条 技術提案については、その後の工事において、その内容が一般的に使用されている状態となった場合は、無償で使用できるものとする。ただし、工業所有権等の排他的権利を有する提案についてはこの限りではない。

(技術提案等の担保)

第13条 入札参加者の技術資料等に、虚偽記載等明らかに悪質な行為があった場合には、長浜市指名停止基準要綱(平成18年長浜市告示第15号)の規定に基づき停止措置等を行うものとする。

2 落札者の技術提案等が達成されなかったときは、自然災害等の不可抗力により達成されない場合を除き、落札者は本市の指定する期間内に違約金を支払わなければならない。

3 前項の場合、落札者が履行した内容に基づく技術評価点を再度算出した後、評価値が落札決定時と同一になるよう価格を再計算し、当該価格と入札価格の差額を違約金の額とする。

(技術資料等)

第14条 入札参加者が提出する技術資料等の作成及び提出に要する費用は、入札参加者の負担とする。

- 2 入札参加者が提出した技術資料等は、返還しないものとする。
- 3 入札参加者が提出した技術資料等は、他者に公表しないものとする。

(低入札価格調査制度、事後審査型を適用する場合の落札者の決定)

第15条 総合評価競争入札において、低入札価格調査制度、事後審査型を適用し入札（開札）時に落札者の決定を保留する場合においては、第5条第2項及び第8条の規定中「落札者」とあるのは落札候補者と読み替えて適用する。

- 2 前項の場合、落札者の決定については、低入札価格調査の実施後、又は落札候補者の入札参加資格の審査後に落札者が確定した時点で行うものとする。

(その他)

第16条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成26年1月1日から施行する。